

## 1 計画の趣旨

生涯を通じて、心身ともに健康で質の高い生活を送ることは、すべての県民の望みです。そのためには、すべての県民が、正しい生活習慣を身につけ又は改善し、生活習慣病の発症予防と重症化予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等に努めていくことが重要です。

しかし、個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受け、個人の努力のみでは達成できないことがあることから、社会全体として個人の健康を支え、守る環境の整備が必要です。

よって、当計画は、県民の一人一人が取り組むべき健康課題を明らかにするとともに、県民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、行政や関係機関・団体等社会全体が県民の健康を支援し、もって、県民の健康寿命の延伸を図ることを目的に策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的性格

当計画は、健康増進法(平成14年法律第103号)第7条の規定に基づき厚生労働大臣が定めた「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(平成24年7月10日・厚生労働省告示第430号)を勘案し、同法第8条第1項の規定に基づき定める健康増進計画です。

### (2) 他計画との関係

当計画は、県の最上位計画である第14次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」(平成23年度～平成27年度)の個別計画であり、保健、医療及び福祉分野等における次の計画と調和したものです。



## 3 計画の期間

計画の期間は、国の「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))」を踏まえ、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。